

事例で学ぶ不当表示に対する当局調査 及び企業対応の実際

～不当表示への規制強化を受け企業に求められる対応とは～

講師 やぶうちしゅんすけ
藪内俊輔 氏

弁護士法人北浜法律事務所
東京事務所 パートナー弁護士

日時 平成26年12月19日（金）午後1時00分～午後4時00分

有名ホテルのメニューに関する不当表示事件をきっかけに景品表示法による不当表示への規制を強化する法改正がなされ、企業は不当表示等の防止のために社内で対策を講じることが義務付けられました。また、不当表示を行った企業に課徴金を課す景品表示法の改正法案も現在国会に提出されています。

本セミナーでは、このような動きを踏まえて、任期付公務員として景表法の運用に関与した経験を持つ講師が、仮想事例を用いて、消費者庁等の規制当局が不当表示の事例に対してどのような手順、手法で調査を行っており、企業としてはどのように対応すべきかを具体的に説明します。

今後導入が見込まれる課徴金制度についても、課徴金の納付を命じる行政処分までの間どのようなプロセスがあり、企業としてどういう対応をすべきか、事例の中で解説していきます。

また、不当表示の未然防止のためのコンプライアンス体制整備と、万一違反が生じた場合の危機対応について平時から行っておくべき準備についても、ポイントを整理して説明します。

- 1 景品表示法の概要と規制強化の背景
- 2 消費者庁等の規制当局による調査の流れ及び行政処分の内容や手続
- 3 規制当局の調査を受けた場合の企業側の対応を仮想事例に基づき解説
 - ・消費者庁は、どのように調査を開始し、企業にコンタクトをとるか
 - ・消費者庁からの表示の根拠についての提出要請と事情聴取はどのようなタイミングでどのように行われるか
 - ・企業としてどのような対応が考えられるか
 - ・行政処分に至る場合の手続、課徴金納付命令への対応
- 4 平時における未然予防と危機対応の準備の具体的方策

【講師紹介】

2001年3月神戸大学法学部法学科卒業。2002年神戸大学大学院法学政治学研究科経済関係法専攻博士課程前期課程修了。2003年に弁護士登録し、同年に北浜法律事務所（現、北浜法律事務所・外国法共同事業）に入所。2006年～2009年公正取引委員会事務総局審査局において任期付き職員として勤務。独占禁止法、景品表示法等の違反事案の調査、審判手続の対応等の業務に従事。現在は、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所において、当局で勤務した経験を踏まえて、独占禁止法、景品表示法、下請法に関する各種相談への対応、社内コンプライアンス体制整備の支援、社内調査の実施、公正取引委員会等の当局との折衝、独占禁止法関連民事訴訟などの代理業務に携わっている。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成26年12月19日(金)
13:00~16:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,700円
(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいた
だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。後日追加申込みが
予定されている場合はその旨ご連絡下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄から
もお申込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下
記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に
合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致し
ませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご
参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料
でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時
は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催される
セミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

事例で学ぶ不当表示に対する当局調査
及び企業対応の実例

12/19

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成26年 月 日

| | | | |
|-----------------------------|----------------------|-------------|------------|
| ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい | 会社名 | TEL FAX | |
| | | E-Mail | |
| | 所在地 | 〒 | |
| | 参加者ご氏名 | 部課名 | |
| | 〃 | 〃 | |
| | 〃 | 〃 | |
| | 〃 | 〃 | |
| *セミナーコード` 2381 (Law-262381) | 書類送付先 (同上の場合記入不要) | ご担当者 TEL | 部課名 FAX |

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい